

● 消費税の歴史について

社会保障と税の一体改革関連法案が可決・成立することとなり、消費税増税がいよいよ現実のものとなってきました。税率が20%を超える EU 諸国ほどではないものの、平成26年4月に8%、平成27年10月には10%へ上がる見通しです。

消費税の導入からこれまでの流れは次のようになっています。

昭和63年	「ういっしゅ！」DAIGOの祖父である竹下内閣時に消費税法が成立
平成元年 4月	消費税法施行 税率3% 消費税課税事業者の免税点は年間売上3,000万円
平成6年	細川内閣が税率を7%とする「国民福祉税」構想発案（即日撤回）
平成9年 4月	村山内閣で内定していた増税を橋本内閣が実施 税率5%（内、地方消費税1%）
平成15年	消費税課税事業者の免税点を年間売上1,000万円に引き下げ
平成16年	価格表示の「税込価格」が義務化
平成25年	消費税課税事業者の免税点の対象期間に、従来の「基準期間」に、「特定期間」が加えられる （23年8月号に詳細を掲載）
平成26年 4月	税率8%
平成27年10月	税率10%

消費税増税の前にはいわゆる「駆け込み需要」が起きますが、前回増税時には半年前に契約を結んでおけば引渡しが増税後になっても旧税率でOKとなっていました。

なお、今回の消費税増税による負担軽減策として、低所得層向けに食料品などへの軽減税率や現金給付または給付つき税額控除が、住宅や自動車購入者向けには住宅ローン減税の拡充や自動車取得税などの軽減などが検討されています。また、年間売上1,000万円とされている課税事業者の免税点や、同5,000万円とされている簡易課税の上限についても、引き下げられる可能性があります。

税務カレンダー

	内容	備考
9月	-	
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【夏季休業のお知らせ】

8月13日（月）～15（水）、17（金）は、夏季休業させていただきます。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。